

# 基幹水利施設管理事業費補助金交付要綱

平成8年10月1日 滋 耕 第1784号

平成20年 4月1日 滋 耕 第 894号

平成31年 4月1日 滋耕農基第104号

令和3年 4月1日 滋耕農基第190号

(趣 旨)

第 1 条 知事は、大規模で公共性の高い基幹水利施設について、管理者である市町または複数の市町で構成する協議会（以下「市町」という。）が土地改良区と連携を図り、基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号）、基幹水利施設管理事業実施要領（平成8年7月31日付け8構改A第596号）、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）および水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号）に基づいて行う管理事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象および補助額)

第 2 条 補助対象は次のとおりとする。

- (1) 基幹水利施設管理事業実施要綱に示すもの
- (2) 水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1第2の6(2)に示すもの

2 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に掲げる事業にあっては、当該年度までに治水協定を締結済、または締結される見込みであるダムの管理事業の実施に要する経費の30分の19に相当する額以内の額、その他の管理事業の実施に要する経費の60%に相当する額以内の額とし、別に運用を定めるものとする。
- (2) 前項第2号に掲げる事業にあっては、管理事業の実施に要する経費の68%に相当する額以内の額とする。

(交付申請の手続)

第 3 条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）の提出期限は、知事が定める日までとし、その添付書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事業
  - ア 事業計画の概要（別紙第1号）
  - イ 経費の配分（別紙第2号）
  - ウ 収支予算書（別紙第4号）
  - エ 実施計画書
- (2) 前条第1項第2号に掲げる事業
  - ア 収支予算書（別紙第4号）
  - イ 経費の配分および負担区分並びに事業の内容および計画（別紙第3号）
  - ウ 実施設計書

(契約等)

第 4 条 市町は、当該事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品

質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(交付条件)

第 5 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町は、次に掲げる場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 2 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
  - ア 経費の配分の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）または補助金の額の変更をしようとする場合
  - イ 事業内容の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 事業を中止し、または廃止しようとする場合
- (2) 市町は、管理事業が予定の期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。
- (3) 第 2 条第 1 項第 2 号の管理事業を行う市町のうち、当該事業による受益農地が、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定による工事完了の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）、また当該公告を行わない事業にあっては、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に農地以外の目的に転用される場合であって、第 7 条に定めるものについては、規則第 13 条の規定に基づく補助金の額の確定通知で示す単位面積当たりの補助金の額に当該転用の面積を乗じて算出された金額を知事に返還しなければならない。

(軽微な変更)

第 6 条 第 2 条第 1 項第 1 号の事業における軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 経費の配分の変更及び収支予算の変更
  - (2) 事業の内容の変更
- 2 第 2 条第 1 項第 2 号の事業における軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 事業主体の変更
  - (2) 地区相互間の間接補助金の額の流用
  - (3) 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更
    - ア 工種別の事業量の 30 パーセント（30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合は 500 万円）を超える増減
    - イ 工種の新設、変更または廃止

(転用の場合の返還等)

第 7 条 第 5 条第 1 項第 3 号の規定により補助金を返還させるものは、一般土地改良事業の受益地の転用、受益地の開田等に伴う補助金の返還および特例分担金の徴収措置要領（昭和 46 年 3 月 1 日付滋耕第 400 号）に定めるものとし、当該規定に従って返還させるものとする。

(事業遅延の提出)

第 8 条 市町は、当該事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を知事に提出し、指示を受けなければならない。

2 前項の場合であって、歳出予算の繰越しを必要とするときは、必要事項を記載した繰越承認申請

書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 9 条 市町は、規則第 10 条の規定により管理事業の遂行状況に関し、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第 4・四半期を除く。）の末日現在における事業遂行状況報告書（別記様式第 4 号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月 15 日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による報告のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告書（別記様式第 5 号）の添付書類および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

ア 補助事業の成果（別紙第 6 号）

イ 収支精算書（別紙第 7 号）

(2) 提出期日

実績報告書は、管理事業の完了の日から起算して 30 日以内または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 市町は、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 6 号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 11 条 市町は、規則第 15 条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 知事は、規則第 13 条の規定により補助金の額の確定を行うものとする。

2 知事は、市町に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第 13 条 市町は、前条の規定による額の確定通知を受けた後において、当該事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により当該事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 10 条第 1 項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第 2 項および第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 14 条 知事は、第 5 条第 1 項第 1 号ウの規定による補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次に掲げる場合には、規則第 6 条の規定による交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 市町が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 市町が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、当該事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 条第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第 15 条 市町は、補助対象経費（当該事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国および県に納付させることがある。

(残存物件の処理)

第 16 条 市町は、当該事業が完了しまたは中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 17 条 市町は、当該事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該事業の収入および支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 市町は、前項の収入および支出について、その支出内容の証拠書類または証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 市町は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項および次条に基づき作成、整備および保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備および保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 18 条 市町は、当該事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(交付決定前の着手)

第 19 条 事業の着手は、原則として、県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、第 2 条第 1 項第 1 号の事業では、規則第 3 条および第 4 条の規定にかかわらず市町は事前着手申請書(別紙様式第 10 号)を所管農業農村振興事務所に提出し、知事の承認を得て事業着手することができる。

(書類の提出等)

第 20 条 規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄農業農村振興事務所に提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 21 条 市町は、第 3 条の規定に基づく交付の申請、第 5 条の規定に基づく計画変更の申請、第 8 条の規定に基づく事業遅延の届出、第 9 条の規定に基づく状況報告、第 10 条の規定に基づく実績報告、第 11 条の規定に基づく概算払、または第 19 条の規定に基づく交付決定前着手の申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第 22 条 知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 法、令、規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得しまたは効用の増加した財産のうち不動産およびその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならないこと。

(3) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額または処分により得られた収入の全部または一部を知事に納付させることがあること。

付 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から施行し、平成 8 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

年度基幹水利施設管理事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年度において、基幹水利管理事業（ 地区）について、補助金を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

関係書類

(注) 第2条第1項第1号の事業の場合

- 1 事業計画の概要（別紙第1号）
- 2 経費の配分（別紙第2号）
- 3 収支予算書（別紙第4号）
- 4 実施計画書

(注) 第2条第1項第2号の事業の場合

- 1 収支予算書（別紙第4号）
- 2 経費の配分および負担区分並びに事業の内容および計画（別紙第3号）
- 3 実施設計書

(注) 該当する事業の場合を記載すること。

年度基幹水利施設管理事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知があった基幹水利管理事業（ 地  
区）の実施について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分および事業計画の概要を変更  
し、〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、基幹水利施設管理事業補助金交付要綱  
第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年度基幹水利施設管理事業補助金遅延届出書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、基幹水利施設管理事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

（注）括弧内は、該当するものを記載すること。

2 補助事業の遂行状況

（1）事業別状況

区分	費目	実施計画		事業の遂行状況						備考
				年 月 日までに完了したのもの			年 月 日以降に完了するもの			
				事業費	国費	事業費	国費	進捗率	事業費	

（2）事業着手 年 月 日

（3）事業完了予定 年 月 日

（注）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に完了するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。



年度基幹水利施設管理事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知があった基幹水利施設管理事業について、  
月末現在の事業遂行状況を滋賀県補助金等交付規第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 事業施行場所および地区名
- 2 事業遂行状況（別紙第 5 号のとおり）
- 3 事業完了予定 年 月 日

年度基幹水利施設管理事業実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定の通知があった基幹水利施設管理事業について、滋賀県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 補助事業の成果（別紙第 6 号）
- 2 収支精算書（別紙第 7 号）
- 3 事業の完了年月日
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写しまたは補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、補助金交付申請書または変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

年度基幹水利施設管理事業補助金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業について、基幹水利施設管理事業費補助金交付要綱第 10 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助 金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A) のう ち未支出 額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合計							

(注 1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

(注 2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

(注 3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。



財産管理台帳

事業主体名

地区名		地区		事業実施 年度		年度		基幹水利施設管理事業補助金									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限 期間		処分の状 況		摘 要	
	事業 種 目	事業 主 体	工 種 構 造 施 設 区 分	施行 箇所 また は設 置場 所	事業 量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総 事業 費	負担区分				耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日		処 分 の 内 容
									国 庫 補 助 金	県 費	市 町 費	そ の 他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先および抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄および処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号

年度

農林水産省所管

土地改良関係施設補助金調書

国			地方公共団体名										備考	
補助 事業 名	交付 決定 の額	補 助 率	歳入			歳出								
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 国庫 補助 金相 当額	支出 済額	うち 国庫 補助 金相 当額	翌年度 繰越額	うち 国庫 補助 金相 当額		
基幹 水利 施設 管理 事業														
費	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

年度基幹水利施設管理事業事前着手承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事

事業主体所在地  
事業主体名  
代表者氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年度基幹水利施設管理事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前着手したいので、事前着手の承認を願いたく申請します。

記

ア 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

イ 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

ウ 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

- 1 地区名
- 2 施行場所
- 3 概算事業内容（事業量）
- 4 概算事業費
- 5 事前着手を必要とする理由
- 6 その他

別紙第1号

事業計画の概要

1. 事業主体の概要

名 称	所 在 地	代 表 者 名	関係土地改良区名	同 組 合 員 数	同 受 益 面 積
				人	ha

2. 管 理 計 画

施 設 名	規 模 お よ び 構 造	受益面積	関 係 市 町	事 業 費	単位面積当 たり事業費 (haあたり)	管 理 費			摘 要
						経常的経費 (管理費含む)	整備補修費	電力量	
				千円	千円	千円	千円	千円	
合 計									

1. 管理事業計画一般図（縮尺は、適宜とし、受益地域及び施設配置図を添付のこと。）





年度収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	県費	市町費	その他	備考
	円	円	%	円	円	円	
計							

事業等遂行状況

事業名

地区名

1. 収支の状況

年 月 日現在

(1) 収支の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
計				

(2) 収支の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
計				

2. 事業の状況

費 目	工 種	本年度実施計画		出 来 高		進捗率 (B) (A)	備 考
		事業量	事業費(A)	事業量	事業量(B)		
			円		円	%	

補助事業の成果

1. 事業主体の概要

名 称	所在地及び代表者名	関係土地改良区名	同組合員数	同受益面積
			人	ha

2. 管理の実績

施設名	規模および構造	事業費	管 理 費			摘 要
			経常的経費 (管理諸費含む)	整備補修費	電力量	
		千円	千円	千円	千円	
合 計						

(1) 請負調書

施設名	工 種	設計金額	請負金額	請負方法	請負人 住所、氏名	着 完 年 月 日	摘 要
		千円	千円				

(2) 直営調書

科 目	金 額	摘 要
人 件 費	千円	
電 力・燃 料 費		
雑 費		
材料(資材)購入費他		
計		

## 収支精算書

## 1. 収入の部

科 目	本年度精算額	本年度予算額	差引増△減額	摘 要
	円	円	円	
計				

## 2. 支出の部

科 目	本年度精算額	本年度予算額	差引増△減額	摘 要
	円	円	円	
計				